**様式第34の6**（第49条の5関係）

| 特定認定完成検査実施事業者変更届 | 特定 | ×整理番号 | |
|---|---|---|---|
| | | ×受理年月日 | 年　月　日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） | | | |
| 事務所（本社）所在地 | | | |
| 事業所所在地 | | | |
| 変更の内容 | | | |

代表者　氏名　㊞

経済産業大臣　殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　×印の項は記載しないこと。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

**様式第34の7**（第49条の5関係）

| 特定認定保安検査実施事業者変更届 | 特定 | ×整理番号 | |
|---|---|---|---|
| | | ×受理年月日 | 年　月　日 |
| 名称（事業所の名称を含む。） | | | |
| 事務所（本社）所在地 | | | |
| 事業所所在地 | | | |
| 変更の内容 | | | |

代表者　氏名　㊞

経済産業大臣　殿

備考　1　この用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

2　×印の項は記載しないこと。

3　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

**附　則**

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

## 告　示

**○厚生労働省告示第七十八号**

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十一条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次のように改正する。ただし、公布の日から六月以内に限り、なお従前の例によることができる。

平成二十九年三月二十二日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一のＡの5の⑧を次のように改める。

⑻　クマホス試験法

1．装置

アルカリ熱イオン化検出器、炎光光度型検出器（リン用干渉フィルター、波長526nm）又は高感度窒素・リン検出器付きガスクロマトグラフ及びガスクロマトグラフ・質量分析計を用いる。

2．試薬・試液

次に示すもの以外は、第２　添加物の部Ｃ　試薬・試液等の項に示すものを用いる。

アセトニトリル　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

アセトン　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

塩化ナトリウム　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

カラムクロマトグラフィー用シリカゲル（粒径63～200μm）　カラムクロマトグラフィー用に製造したシリカゲル（粒径63～200μm）を130℃で12時間以上加熱した後、デシケーター中で放冷する。

ケイソウ土　化学分析用ケイソウ土を用いる。

酢酸エチル　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

多孔性ケイソウ土カラム（20ml保持用）　内径20～30mmのポリエチレン製のカラム管に、20mlを保持することができる量のカラムクロマトグラフィー用に製造した顆粒状多孔性ケイソウ土を充塡したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

トリメチルアミノプロピルシリル化シリカゲル／エチレンジアミン－Ｎ－プロピルシリル化シリカゲル積層ミニカラム（500mg／500mg）　内径12～13mmのポリエチレン製のカラム管に、上層にトリメチルアミノプロピルシリル化シリカゲルを、下層にエチレンジアミン－Ｎ－プロピルシリル化シリカゲルを各500mg充塡したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

ｎ－ヘキサン　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

水　蒸留水、精製水、純水等の化学分析に適したものを用いる。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には、ｎ－ヘキサン等の溶媒で洗浄したものを用いる。

無水硫酸ナトリウム　当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

3．標準品

クマホス　本品はクマホス98％以上を含む。

4．試験溶液の調製

ａ　抽出法

①　穀類、豆類及び種実類の場合

検体を425μmの標準網ふるいを通るように粉砕した後、その10.0ｇを量り採り、水20mlを加えて、30分間放置する。

これにアセトン100mlを加え、３分間細砕した後、ケイソウ土を１cmの厚さに敷いたろ紙を用いてすり合わせ減圧濃縮器中に吸引ろ過する。ろ紙上の残留物を採り、アセトン50mlを加え、３分間細砕した後、上記と同様に操作して、ろ液をその減圧濃縮器中に合わせ、40℃以下でアセトンを除去する。